

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則をここに公布する。

令和7年12月5日

埼玉県公安委員会委員長 佐藤久仁恵

埼玉県公安委員会規則第13号

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則

埼玉県公安委員会等の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（令和6年埼玉県公安委員会規則第2号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、国家公安委員会等の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号。以下「情報通信技術活用規則」という。）第11条及び埼玉県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年埼玉県条例第11号。以下「情報通信技術活用条例」という。）第10条の規定に基づき、公安委員会等に係る手続等を、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除き、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）及び情報通信技術活用条例において使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公安委員会等 埼玉県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、埼玉県警察本部長（以下「警察本部長」という。）及び警察署長をいう。
- (2) 法令等 法令、条例等
- (3) 電子署名 次に掲げるものをいう。

ア 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名

イ 政府認証基盤（行政機関の長その他の国家公務員の職を証明することその他政府が電

子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営するものをいう。)の  
官職証明書に基づく電子署名

ウ 地方公共団体組織認証基盤(行政機関の長その他の地方公務員の職を証明することそ  
の他地方公共団体が電子情報処理組織を使用して手続を行い、又は行わせるために運営  
するものをいう。)の職責証明書に基づく電子署名

- (4) 電子証明書 申請等をする者又は行政機関等が電子署名を行ったものであることを確認  
するために用いられる事項がこれらのものに係るものであることを証明するために作成す  
る電磁的記録をいう。
- (5) 申請等 情報通信技術活用法第3条第8号及び情報通信技術活用条例第2条第8号に規  
定する申請等をいう。
- (6) 処分通知等 情報通信技術活用法第3条第9号及び情報通信技術活用条例第2条第9号  
に規定する処分通知等をいう。

(電子情報処理組織を使用する方法により行う申請等)

第3条 情報通信技術活用法第6条第1項及び情報通信技術活用条例第3条第1項の規定によ  
り電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、公安委員会等の使用に係る電  
子計算機と申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子  
計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものとの電気通信  
回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、申請等を行わなければならない。

- 2 電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者は、当該申請等に係る事項を当該  
申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力し、申請等を行わなければならない。
- 3 前項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が定めるところにより、  
当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的  
記録に記載され、若しくは記録されている事項又はこれらに記載すべき、若しくは記録すべ  
き事項を、併せて入力しなければならない。
- 4 前2項の規定により申請等を行う者は、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除  
き、当該申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明  
書であって次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければならない。
  - (1) 商業登記法(昭和38年法律第125号)第12条の2第1項及び第3項(これらの規定を他  
の法令等の規定において準用する場合を含む。)の規定に基づき登記官が作成した電子証

## 明書

- (2) 電子署名及び認証業務に関する法律第4条第1項の認定を受けた者が発行した電子証明書
- (3) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書
- (4) 前各号に規定するもののほか、公安委員会又は警察本部長が定める電子証明書

5 公安委員会等は、第2項の規定により申請等を行う者が、第3項に規定する事項を入力する場合において、当該申請等を行う者の定款に記載された事項をインターネットを利用して公衆が閲覧することができる状態に置いている場合であって、公安委員会等が当該事項を確認するために必要な事項を当該申請等に併せて入力するときは、当該申請等について規定した法令等の規定にかかわらず、当該定款に記載された事項の入力を要しないこととすることができる。

6 法令等の規定により同一内容の書面等を数通必要とする申請等を行う者が、第2項及び第3項の規定に基づき当該数通の書面等のうち一つに記載されている事項又はこれらに記載すべき事項を入力した場合は、その他の同一内容の書面等に記載されている事項又はこれらに記載すべき事項が入力されたものとみなす。

（申請等に係る署名等に代わる措置）

第4条 情報通信技術活用法第6条第4項及び情報通信技術活用条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、申請等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（前条第4項に定める電子証明書に限る。）と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会又は警察本部長が別途指定する方法により当該申請等を行った者を確認するための措置を講じる場合は、この限りではない。

（申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合）

第5条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とし、情報通信技術活用条例第3条第1項に規定する申請等においても同様とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合

- (2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (3) 申請等に係る書面等又は電磁的記録が大量であるため、第3条第2項又は第3項の規定による入力が困難である場合
- (4) 前3号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

2 前項の場合において、申請等（電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分に限る。）は、電子情報処理組織を使用して申請等（当該部分を除く。）を行った日から1週間以内にしなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法により行う処分通知等）

第6条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第7条第1項及び情報通信技術活用条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行う場合には、公安委員会等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用する電子計算機であって公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて接続でき、正常に通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により、処分通知等を行わなければならない。

2 公安委員会等は、処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該処分通知等の内容を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して、処分通知等を行わなければならない。

3 前項の場合において、公安委員会又は警察本部長が別に定める場合を除き、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信するものとする。ただし、県の機関等に対して処分通知等を行う場合において、公安委員会又は警察本部長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

（処分通知等を受ける旨の意思表示の方式）

第7条 情報通信技術活用法第7条第1項ただし書きに規定する方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とし、情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する処分通知等を受ける者が、当該処分通知等を電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の表示の方式についても同様とする。

- (1) 処分通知等に係る電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力

(2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の公安委員会又は警察本部長の定めるところにより行う届出  
(処分通知等に係る署名等に代わる措置)

第8条 情報通信技術活用法第7条第4項及び情報通信技術活用条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信する措置とする。ただし、公安委員会又は警察本部長が別に定める方法により当該処分通知等の措置を講じる場合は、この限りではない。

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不  
適当と認められる部分がある場合)

第9条 情報通信技術活用法第7条第5項に規定する処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不  
適当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とし、情報通信技術活用条例第4条第1項に規定する処分通知等においても同様とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をする必要があると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると公安委員会又は警察本部長が認める場合
- (3) 前2号に掲げるほか、処分通知等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合  
(電磁的記録による縦覧等)

第10条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第8条第1項及び情報通信技術活用条例第5条第1項の規定により書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用して縦覧等に供する方法、当該縦覧等を行う事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え付ける方法により行うものとする。  
(電磁的記録による作成等)

第11条 公安委員会等は、情報通信技術活用法第9条第1項及び情報通信技術活用条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係

る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体をもって調製する方法により行うものとする。

- 2 情報通信技術活用法第9条第3項及び情報通信技術活用条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録し、又は公安委員会若しくは警察本部長の定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、令和7年12月15日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この規則による改正後の第5条第2項の規定は、同項に規定する日が施行日以後である申請等について適用する。